

文部科学大臣
塩谷 立 殿

平成 22 年度文部科学省関係予算要望事項

特定非営利活動法人全国 LD 親の会
理事長 内藤 孝子

【重点要望項目】

1. LD、ADHDを対象とした通級加配人員のさらなる拡充

- (1) 今後 5 年間で、最低 5000 名程度の水準を確保（平成 21 年度現在、1,011 名）

LD・ADHDのある児童生徒は全児童生徒の 3～4%程度在籍する可能性が示されている。過去 4 年間、定数改善の中で人員確保にご尽力いただいているものの、実際に通級指導を受けている児童生徒はごくわずかである。今後 5 年間で 5000 名程度の水準確保を目標に、増加・改善水準のスケールアップが必要。

2. 特別支援教育コーディネーターの拡充

- (1) 複数配置、業務分掌上等の位置づけの明確化
- (2) 資質向上（資格要件、各種資格の活用、研修の充実）

特別支援教育体制の拡充を図っていくためには、保護者等への相談対応窓口、校内支援体制の整備、校内外の連絡調整を行う特別支援教育コーディネーターの役割は重要であり、特別支援教育コーディネーターが期待される機能を発揮できるような、体制や仕組みの構築が不可欠。

3. 特別支援教育支援員の拡充

- (1) 高等学校への支援員の配置
- (2) 各市町村における支援員の活用状況の実態把握
- (3) 研修の充実等による質の向上

特別支援教育支援員の配置は効果が期待できる施策でありさらに拡充が必要。一方、ニーズの高い高等学校が対象となっていないことや市町村によって運用にバラツキがあること、支援員の資質や活用状況にバラツキが見られるなどの課題がある。

4. LD等の発達障害のある児童生徒の実態調査の実施

平成 14 年に全国的調査を行ったがその後、特別支援教育の推進、発達障害者支援法の施行等により、発達障害に関する認知度が高まるなど環境が変化してきていることを踏まえ、今後の施策検討の基礎資料として必要。

5. 高等学校における特別支援教育体制の充実・強化

- (1) 入試における配慮や支援
- (2) 少人数指導、教育課程の弾力的運用
- (3) 就労支援・職業教育の充実

LD等の発達障害のある生徒の大半は高校学校に進学しており、高等学校において、職業自立を目指した教育体制の整備が不可欠であり、各種モデル事業等の実施が必要。

【その他要望事項（一部再掲）】

1. LD、ADHDを対象とした通級加配の人員のさらなる拡充
 - (1) 5年間で、最低5000名程度を確保
2. 特別支援教室の実現に向けた検討について、時間を置かずに開始すること
 - (1) 平成17年12月8日付、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」の積み残し事項の早急な検討
3. 特別支援教育コーディネーターの拡充
 - (1) 複数配置、業務分掌上等の位置づけの明確化
 - (2) 資質向上（資格要件、各種資格の活用、研修の充実）
4. 特別支援教育支援員の拡充
 - (1) 高等学校への支援員の配置
 - (2) 各市町村における支援員の活用状況の実態把握
 - (3) 研修の充実等による質の向上
5. LD等の発達障害のある児童生徒の実態調査の実施
6. 教科書用特定図書普及促進
 - (1) 「障害のある児童及び生徒のための教科書特定図書等の普及の促進等に関する法律」を踏まえ、
 - ・LD等の発達障害のある児童生徒のための、バリアフリー化された教科書特定図書の普及。（特に義務教育段階においては、無償給付）
 - (2) LD等の発達障害のある児童生徒のための教科書特定図書に関する調査研究の拡充
 - (3) 国立国会図書館で計画されているデジタルアーカイブ事業と連携し、既に同図書館に納本済みとなっている検定教科書のデジタル化（デジタイズ）の推進。
7. 幼稚園における適切な支援体制の整備・人材の育成
 - (1) 教員に対する発達障害についての研修の充実（理解啓発、資質向上）
 - (2) 幼稚園における支援体制の整備
 - ・管理職に対する発達障害に関する理解啓発
 - ・私立幼稚園への理解啓発
 - (3) 児童相談所、保健所・保健センター、小学校との連携
8. 高等学校における特別支援教育体制の充実・強化支援体制の整備
 - (1) 入試における配慮や支援
 - (2) 少人数指導、教育課程の弾力的運用
 - ・発達障害を対象とした、特別コースや、特別支援学級、通級指導教室の設置
 - (3) 就労支援・職業教育の充実
 - (4) 私立校における支援体制の整備
 - (5) 厚生労働省の就労支援施策との連携の強化
9. 大学等の高等教育における発達障害のある学生に対する支援体制の整備
 - (1) 大学等の高等教育における発達障害のある学生に対する相談体制の整備
 - (2) 大学教員・職員に対する発達障害についての研修の充実

10. 教員の専門性の向上、教員への支援体制の整備

- (1) 教員養成課程におけるLDを含む障害児に対する教育の基礎理論の履修義務化
- (2) 専門家の育成と活用教員への指導事例等の情報提供の拡充
- (3) 教員への指導事例、教材、指導法等の情報の体系化と情報提供体制の整備
- (4) 教員支援の体制整備
- (5) 管理職の研修強化と、管理職登用時の特別支援研修義務化

11. 学校外の人材・資源・資格等の活用

- (1) 親の会やNPO法人等の研究活動や検討活動における活用
- (2) 特別支援教育士（LD・ADHD）等の資格を特別10. 発達障害に対する、社会的理解の向上

12. 放課後支援体制の整備

- (1) 学童保育など放課後の日中一時支援体制の拡充
- (2) 学童保育、児童館等の職員の研修

13. 発達障害への理解・啓発の推進

- (1) 保護者向け理解啓発リーフレットの発行
 - ・小学校入学時に保護者全員に配布 ー毎年120万部発行
- (2) 一般の児童・生徒の理解向の推進
 - ・総合学習の時間等で障害理解のカリキュラム
 - ・子ども向けの発達障害の絵本等の学校・幼稚園・保育所・保育園への配布
- (3) PTA活動等を利用した一般保護者向け啓発活動の推進
- (4) 発達障害教育情報センターの充実

14. 一生涯を通じた支援体制の確立 ー厚生労働省等の関係省庁との連携

- (1) 発達障害早期総合支援モデル事業の拡充
 - ・乳幼児期の早期発見・早期発達支援、本人および保護者に対する相談・支援体制の確立
- (2) 幼稚園・保育園、小、中、高等学校等の縦の連携体制の確立
- (3) 個別支援計画、個別の教育支援計画等、生涯を通じて利用できる支援計画の策定・活用の推進
(新たな「重点施策実施5ヵ年計画」個別の教育支援計画策定率 50% (平成24年まで))
- (4) 学校卒業後の相談支援体制の確立

以上